

**【新設】(事業適応繰延資産に該当するもの)**

**42 の 12 の 7-1** 措置法第 42 条の 12 の 7 第 1 項の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用のうち繰延資産となるものは、同項の情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じて利用するソフトウェアの初期費用で令第 14 条第 1 項第 6 号口に掲げるもの（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び同条第 2 項に規定する前払費用を除き、支出の効果がその支出の日以後 1 年以上に及ぶものに限る。）が該当する。

**【解説】**

- 1 本通達においては、本制度（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制）においてその支出が適用要件とされている情報技術事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。以下同じ。）の意義を明らかにしている。
- 2 本制度は、青色申告法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出する場合において、その新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェア又はその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械装置及び器具備品（情報技術事業適応設備）の取得等をし、これを事業の用に供したときに適用される（措法 42 の 12 の 7 ①④）。
- 3 ところで、本制度は、デジタル技術を活用した企業変革を推進し、これをレガシーシステムの温存・拡大につながらない形で進めていくための政策の一つとして措置されたものであり、法人がこれを適用するためには情報技術事業適応について主務大臣の確認を受ける必要があるが、この確認に関する基準（令和 3 年 7 月 30 日内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 8 号「産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準」第 4 号）において、情報技術事業適応設備は「クラウドシステムの構築又は使用に必要なものであること」（繰延資産にあっては、「クラウドシステムの構築又は使用に係るものであること」）が要件の 1 つとされていることから、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアは、クラウドを通じて利用するものが該当することになる。

そして、一般に、クラウドを通じてソフトウェアを利用する場合には、利用料が

期間費用として発生するほか、初期費用が生ずるのであるが、この初期費用は法人税法施行令第14条第1項第6号ロ《繰延資産の範囲》の「資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用」として繰延資産に該当する。すなわち、情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じて利用するソフトウェアのその利用に係る初期費用が本制度の対象となる繰延資産ということであり、本通達では、このことを留意的に明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の15の7-1)を定めている。